

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年9月27日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 成人福祉課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年6月17日～平成25年6月28日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 現時点での備品台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、正確な備品管理に努めること。	1. この度指摘された備品の記載漏れと記載内容の不備については、現物と照合しながら確認し、訂正と記載追加をしました。また、備品を再度点検し、整理簿に掲載漏れとなっていたものについて今回掲載整備しました。 備品管理については今後、定期的な確認を行い、適切な備品管理に努めます。